九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

減価償却論に於けるジモンとフィッシャー

馬場，克三

https://doi.org/10.15017/4151183

出版情報：經濟學研究. 9 (2), pp.71-107, 1940-03-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

減價償却論に於けるジモンとフイツシヤー

馬場克三

目次

一　序　說
二　ドイツに於ける貸借對照表評價規定の史的概觀
(1)　靜的觀出發點の問題　(2)　プロイセン一般國法及びドイツ一般商法
(3)　一八七〇年の株式會社法
三　貸借對照表史への餘論——減價償却規定の史的概觀
四　ジモンの價値說
(1)　一般價値說の矛盾　(2)　個別價値の理論　(3)　價値說の破綻
五　ジモンの減價償却論
六　一應の要約（以上本號）
七　フイツシヤーの貸借對照表價値否定論
八　フイツシヤーの減價償却論
九　要　約

減價償却論に於けるジモンとフイツシヤー

第九卷　二八五　第二號　七一

一　序　說

エルンスト・ヴルプがその有名な「貸借對照表學說史」に於て云つてゐるやうに、貸借對照表評價原則が今日の如き動的見解に到達するまでには一見、不可解と思はれるやうな混亂と迂回とを費やさねばならなかつたのである。近代的な內容をその規定に盛つた一七九四年のプロシヤ一般國法の精神が再び法典の上に明確に現はれるには一世紀を要したのである。[1] げにヴルプの云ふ如く、「發展は前進と後退とのうちに展開するのである。」然し、貸借對照表評價原則の前進後退の歷史的發展の過程を貫ぬいて我々が見るところのものは侵々として進むところの資本主義の發展であり、その具體的表現としての固定資本の比重の累進的增大である。周知の如く固定資本は使用價値としては全的に機能しながら價値的には部分的にしか經營活動に參加しないと云ふ、一見矛盾した性格を有してゐる。この矛盾が、發展する經濟過程と法制的構造との矛盾を決定的にし、且つこの經濟とこの法制との相互的作用が貸借對照表理論の混亂となつて現はれてきてゐるのである。もしジモンがこの混亂の最頂點に立つ學者であると云つてよいとすれば、フイツシヤーは正さにこの混亂よりの放膽なる脫出を代表すると云つてよいであらう。ジモンよりフイツシヤーへ。この過程に於て何が論じられ何が解決されたかを、主として減價償却問題に焦點づけつゝ概觀しようとするのが以下の題目である。

1) E. Walb, Zur Dogmengeschichte der Bilanz von 1861—1919, im Festschrift für Eugen Schmalenbach, 1933, S. 5.

然しそのまへにドイツに於ける貸借對照表規定に關する法制史を一瞥しておくを便利とする。

二　ドイツに於ける貸借對照表評價規定の史的概觀

貸借對照表とそれに於ける評價の問題を取扱ふには二つの觀點がつきまとふ。一つは債權者保護の立場であつて、云ふまでもなくこれは貸借對照表に財産計算としての色彩を附與するものである。第二は正確なる利潤計算の立場であつて貸借對照表に損益計算としての性格を與へるものである。法規の立て前は多かれ少なかれ債權者擁護の立場に立つものであつて、會社企業の場合には過當なる配當を抑止する目的から利潤計算に關心を示すとしても、何れにしても債權者の觀點を離れることがない。これに對して企業經營それ自體の要求は常に正確なる利潤計算の立場に歸り來るものである。法規も元よりこの第二の立場を完全に無視するものではないのであるが、多くはこれが表面に示されないのであつて、こゝに企業經營の立場が自己を表現しようと欲し、法典編纂史の迂餘曲折を生むに至るのである。而して固定資本の壓倒的重要性が終には企業經營の立場を明確に主張せしめるに至ることは云ふまでもない。この意味に於て、減價償却の理論は貸借對照表理論に於ける一つの頂點をなすものであつて、固定資産の評價、固定資産の消耗によつて生ずる費用の計算、更には固定資本の回收と云く多くの問題がこの減價償却に集中してゐるのである。從つて減價償却理論の展開を明かにするには貸借對對表理論の歷史を顧

みないわけにはいかないのである。

さて簿記の發達が商業と共に手を携へて進むことは云ふを竢たぬところであるが、かの奢侈品を海外より齎らし營利を計つた冒險商業の時代には、損益の計算は冒險商品一口毎の計算即ち口別計算であつたのであつて、その口の取引の完了をまつて損益が計算し出された。云はゞ投下資本の循環の終了をまつて計算が取り行はれたのである。然るに營業が臨時的營業から繼續的な企業に發展し、取引商品の範圍が厖大となるにつれて、資本の循環は繼續的連續的なものとなり、循環の終點をまつて計算を行ふことが事實上、不可能となつたのであつて、企業の損益計算は必然的に期間計算となり、一定時點に於ける總投下資本の循環の各段階に於ける存在形態をそのまゝに把握せねばならなくなつたのである。かくして期末財産目錄の調製が必要となり、貸借對照表の存在が必然となつた。

事態はかくの如く進行したのである。而して貸借對照表の本來の性質はこの進行の過程の中に明瞭に示されてゐる。然し勿論、事柄はかくの如く明瞭に意識されてゐたのではなかつた。多くの迂餘曲折を經ねばならなかつたのである。

(1)　靜的觀の出發點の問題

シュマーレンバツハは一六七三年のフランス商業條令（Ordonnonce de Commerce）以前の會計技術

に於ては損益の決定が中心であつて財産の計算は主要なる目的ではなかつた、と云つて居る。卽ち、フランス商業條令以後、財産目錄及び貸借對照表が財産計算の手段と考へられそのため評價論に困難な問題を持込むに至つたのであつて、誤れる貸借對照表靜的觀への轉向は商業條令にはじまるのであると主張してゐる。[2] ところで、かの有名な「完全商人」の著者であるヂャツク・サヴアリーがこの商業條令の註釋家でもあり、またその編纂に參劃した有力者であつたことは人の知るところであるが、彼は元來、織物卸商人であつたのだが、一六〇〇年代の中頃、一般の商取引不振となり破産續出し安全なる商取引も不可能であつたので、その業を廢したものであると云はれてゐる。[3] かう云ふ時代を背景としたフランス商業條令が債權者を護るために商人に財産目錄の調製を强制するに至つたのは誠に當然のことゝ云はねばならない。シュマーレンバツハはこの事實を捉らへて前述の如く、貸借對照表靜的觀がこゝに淵由すると主張するのである。然しテル・フェーンが指摘するやうに、フランス商業條令は財産目錄の作成を命じてはゐるが、その目的を規定してゐるものでもなく、またその際の評價方法を定めてゐるものでもないのである。反對にその編纂への參劃者であり註釋者たるサヴアリーの著書によつて知られることは、當時の商習慣は原價に基づく低價主義を財産評價の原則としてゐたことである。彼は小賣商人の財産目錄について次のやうに云つてゐる。

「商品が新たに買入れられ且つ製造業者や卸賣商に於て價格の引下げが生じてゐないときには商品は

2) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 6te Auf., 1933, S. 63.
土岐政藏譯. 同書上卷. p. 41.
3) A. ter Vehn, Die Entwicklung der Bilanzauffassung bis zum AHGB., Zeitschrift für Betriebswirtschaft, 6. Jg. 1929, S. 241.

原價で評價されねばならない。然し商品がすでに不良となり初め、流行がおくれ、製造業者や卸賣商でなら五パアセント方安いであらうと考へられるときには、商品の價格をそれ相應に引下げねばならぬ」と。[4]

この引用文についてテル・フエーンはかう云つてゐる。卽ち、サヴアリーが原價に對して再調價値を對立せしめ、販賣價値を對立せしめてゐないのは彼の動的傾向の一證據である、と。蓋し、賣却と云ふときは債權者への辨濟力の問題が表面に現はれるに反し再調と云ふときは企業家の立場を主張することになるからである。

また財産目錄作成の目的についてはサヴアリーは次のやうに云つてゐる。

「財産目錄作成は二つの目的からなさられる。第一に商人が年の經過につれて利益を得たるか失へるかを知るために。第二に彼等がその使用人や傭人によつて盜取されてゐないかどうかを見るために」と。[5]卽ち、サヴアリーは財産目錄に於て損益計算と數量管理を考へてゐるのであつて財産計算を持ち出してはゐないのである。同時に一般の商習慣もかくの如くであつたであらう。

かくしてフランス商業條令を以て靜的觀への轉期と見ることはテル・フエーンの云ふごとく不適當であるがやうである。だが、この時代には固定資産の意義は極めて低い故に、減價償却の問題は未だ考慮に上ぼつてはゐない。

4) A. tet Vehn, a. a. O. S. 429.
5) A. ter Vehn, S. 28.

(2) プロイセン一般國法及びドイツ一般商法

ジヤツク・サヴアリーの「完全商人」は一六七五年から一七五七年まで約一〇〇年の間、版を重ねてきてゐる。從つてこの間に別に新しい主張も現はれてゐないことが知られる。然し、この間、讀まれてきてゐる。資本主義の長足の進歩が存することは勿論である。

一六七三年のフランス商業條令より隔ること約一〇〇年、一七八五年に、プロイセン政府はプロイセン一般國法(Das allgemeine Preussische Landrecht)の草案を發表し、一七九四年にこれが公布をみた。この法典に於ける貸借對照表關係の規定は商事會社に關するものであつて、すでに財産評價及び減價償却についての明確な規定を含んでゐる。但しこれらの規定は會社の定款に於て別段の規定なき場合に適用されるものであつたから、一般的規定ではなく、また强制的のものでもなかつた。その評價規定(六四四條)(註一)によると商品、原料等は原價を以て評價すべく、通用價格が更に原價より低いときは通用價格によつてのみ評價すべきことが要求されてゐる。これ明かに低價主義であるが、この場合、通用價格(gangbare Wert)と云ふのは賣却價格を意味するものであつて、サヴアリーの低價主義に於ける如き再調價格(Ersatzwert)と原價との對比とは根本原理に於て若干の隔りが見られる。卽ち、賣却價格を持ち出すときには所謂、清算のための賣却をも意味しうるのであつて債務辨濟能力の表示のための財産計算

の色彩を多分にもつに至るのである。勿論、この規定では問題になつてゐるものが商品であるから賣却價値によるも再調價値によるも大差はないのであるが、この原理をそのまゝ固定設備に適用するときには極めて不都合な結果に到達するのである。然し、他面では六四五條[註二]に於て貯藏品、什器等の減價償却が規定されてゐるのであるから低價主義の基調が原價對賣却價格の比較におかれてゐることを以て、プロイセン一般國法の動的觀の傾向を否定するわけにはいかぬのである。殊に、評價規定に於て原價を基礎として一定主義（Nurvorschrift）を採用せることは後の株式會社法の規定に見る時價を基礎とせる最高限主義（Höchstwertprinzip）に對比してプロセイン一般國法の動的傾向を明確に示すものである。このことはテル・フエーンの主張するが如くである。然しこゝに現はれてゐる賣却價値なるものが後の靜的觀への不吉な前兆と見ることも不可能ではないであらう。然し、たとへ動產に關してゞあれ、原價よりの償却が云々されてゐることは注目されねばならないのである。

一八〇七年にはナポレオン法典の編纂がなされた。これには何ら當面の問題に關して取上げらるべき新規定は見出されないが、ナポレオン法典の成立の影響はドイツ諸州に及び、こゝに於ても法典編纂の氣運を生じた。而して一八三九年のヴュルテンベルクの提案した商法草案には評價規定上注目さるべきものが含まれてゐると云はれてゐる。いまこの草案をみるにその特質は一方では評價規定に於ける最高限主義をとり貸借對照表の動的性質を著くし減退せしめてゐること。然し他方ではプロイセン一般國法

よりは遙かに明確な仕方で固定資産の原價を基礎とする減價償却を規定し動的傾向を明瞭にしてゐること。しかもなほ進んで固定設備の會社にとつての使用價値と賣却價値とを對比して前者に重點を置くことを明言してゐること。これらは後の貸借對照表論の諸問題を一括的に包含してゐる點に於て甚だ興味の深いものである。勿論、動的な傾向が基調をなしてゐることは云ふまでもない。然し、この大體に於て動的傾向を明瞭に示したヴュルテンベルク商法草案も採決されるところとならず、問題は一八五七年より一八六一年に至るニュールンベルクの商法制定委員會に移される。

さて、このニュールンベルクの委員會の審議に於ては種々な論議がなされたが就中、貸借對照表の意義に關しては次のやうな見解が支配した。即ち、貸借對照表は個人商人の場合には靜的な財産計算の意義をもつと考へられ、有限責任株式會社については資本維持の見地から分配利潤の限度を確定すると云ふ意義が貸借對照表に求められた。何れも債權者の利益を擁護すると云ふ立法者の意思を明瞭に示したのである。然し、當時、株式會社は未だ免許主義であつたので商法一般の規定に於ては株式會社は殆んど問題とならず、主として個人商人に關して審議がなされたのである。而して審議の結果、個人商人の財産はすべて「眞實の價値」(wahre Wert) 或は「財産目錄調整のときに認めうべき價値」によつて評價すべきことを規定するに至り、固定資産については商習慣に委ねて何等規定するところがなかつた。勿論、委員會では固定資産が原價マイナス減價を以て評價されねばならぬことは當然のこととして前提

されてゐたのであるが、このことが「眞實の價値」による財産計算と相容れない點をもつことは意識されなかつた。殊に委員會では、商品については、眞實の價値によつてこれを評價する結果生ずるであらうところの未實現利益については修正項目を設くべきことが考へられてゐた。然し固定設備についてもかゝることが起りうべきことには留意されるところがなかつた。かくして、このやうな矛盾を含んだまゝ、貸借對照表は商人の財産狀態を示すものであるとの見解が、強く法規に表現されるに至つたのである。まことにテル・フェーンの云ふごとく、ニュールンベルグ委員會は靜的觀にのみ一面的に墮するものではなかつたが、結果に於て貸借對照表靜的觀への決定的方向を置いたものと云つてよいのである。かくして一八六一年のドイツ一般商法（AHGB）三十一條の規定[註三]となり更にそれが新ドイツ商法（NHGB）四十條[註四]に引つがれるに至つてゐるのである。

註一、プロイセン一般國法（一七九四年）

六四四條　「會社契約に於て別段の取定めなき限り、營業財産に屬する原料、商品の在庫高は財産目錄の作成に當つては、その調達價値を以て評價すべく、財産目錄作成時の通用價格がこれより低きときは通用價格のみによつて評價すべし」。

註二、同、六四五號　「貯藏によつて價値を減少するが如き原料及び商品、並びに使用によつて消耗する器具についてはなほ相應の控除がなさるべきものとす」。

註三、ドイツ一般商法（一八六一年）

三十一條「財産目錄及び貸借對照表の作成に當つては、財産對象及び債權の總體は作成時に於てこれらに認むべき價値によつて評價すべし。回收見込み薄き債權はその蓋然的價値を以て評價すべく、回收不能のものは償却すべし」。

註四、ドイツ新商法（一八九七年）

四〇條「貸借對照表はドイツ帝國本位貨幣を以て記すべし。財産目錄及び貸借對照表の作成に際しては財産對象及び債務の全體を作成の時點に於てこれに認むべき價値を以て評價すべし」。

(3) 一八七〇年の株式會社法

株式會社の取締りは十九世紀の後半から準則主義に轉じて來たので株式會社に關する規定が必要となりドイツ一般商法は一八七〇年の株式會社法によつて一部改正を受けることゝなつた。[註一] この改正に當つてプロイセン專門家會議は有限責任會社については損益計算の正當性に留意すべしと云ふ見解を有してゐた。然しこれは專ら會社の債權者を擁護するための資本維持の原則を主張するものに外ならなかつた。然し、財産一般の評價については何等特別に規定するところなく、當時弊害の多かつた有價證券の評價と創業費の取扱につき若干の規定をなすに止めた。しかも、有價證券については時價を最高限と定める所謂、最高限主義をとつた。すでに一般商法の規定が著しく財産計算的色彩を示してゐる上に、この最高限主義は更に貸借對照表の動的性質を後退せしめるものであつた。蓋し最高限以下の任意の評價を許

すことは利潤計算の嚴密性の減退を意味するからである。一八七〇年の株式會社法は一八八四年に於て再度の改正をうけて居り、こゝではより詳細な評價規定が設けられてゐるが、ドイツ一般商法の評價規定即ち、三十一條はそのまゝ受けつがれて居り、且つ再度の改正に際して政府の發表せる覺書によると「一切の財産は商法三十一條に從つて一般價値（gemeiner Wert）により評價すべきである」とされてゐた。

而してこの一般價値は所謂「客觀的價値」であり、從つて賣却價格でなければならぬと解せられるに至つた。一八八四年の株式會社法では商品、有價證券には時價を基礎としての低價主義がとられ、しかも一定主義でなくして最高限主義をとつてゐる。[註二]從つて著しく靜的傾向を示してゐるのである。勿論、固定資産には原價マイナス減價の評價方法が規定されたが、これとて資本維持を必要とする株式會社に適用されたる客觀的價値評價への一例外としてしか解せられてゐなかつたのである。

註一、一八七〇年の株式會社法（Aktiennovelle vom 11. Juni 1870）

二三九條a、「㈠相場を有する有價證券はこれが貸借對照表作成時に於て有する相場價値を最高限度として評價するものとす。

㈡創業費は資産の部に計上することを得ず、全額を支出として年度の計算に計上すべし。

㈢資本金及び會社定款に定められたる準備金及び更新積立金の額は貸方に計上すべし。

㈣全借方と全貸方との比較により生じたる損益は貸借對照表の末尾に特に記入すべし。」

註二、一八八四年の株式會社法（Aktiengesetz von 1884）

一八五條a、「貸借對照表の作成については商法三十一條の一般的規定を次の處置と共に適用す。

㈠　取引所價値または市場價値を有する有價證券及び商品は最高、貸借對照表作成時の取引所價格または市場價値を以て評價するものとす。但しこれが調達價格または製造價格を超ゆるときは高くとも、後の價格を以て評價するものとす。

㈡　他の財産對象は最高限、調達價格または製造價格を以て評價すべし。

㈢　賣却するにあらずして繼續的に會社の營業に用ふる設備その他の對象は更に低き價値を顧慮することなく調達價格または製造價格を以て評價することを得。但し消耗に相應する額を控除するかまたはそれに等しい更新積立金を計上すべし。㈣、㈤、㈥……略」

元來、資本主義の發展と共に增大する固定資本の重要性は企業計算をして益々動的性質を明確ならしむべき筈であるにも拘らず、十九世紀の後半に至つて却つて、それ以前の動的傾向と反對に靜的觀への强き傾向を示すに至つてゐる。これは如何なる理由によるものであらうか。惟ふに秩序維持の手段としての法制は常に秩序破壞に備へるための規定となつて現はれるが故に、當面の問題については法規は概ね債權者の利益擁護の立場をとるに至るのである。然るに債權者擁護の立場と企業の立場とは少くとも商品等の流動資産の評價に關しては多くの隔りを有たないのであるが、固定資産に關しては一應の差異を示すに至るのである。法規はこの矛盾が露呈し來るにつれ、最初はこれを直ちに解決しようとはせず

して寧ろ、これを回避しようと企てるのである。かくして評價に於ける一定主義より最高限主義に移り低價主義の基礎が原價より時價に移行し、固定資產償却規定は姿をかくして漠然たる、解釋の餘地を殘せる一般價値或は眞實價値なるものが云々せられるに至つたのであらう。ニユールベルク委員會に於て評價規定に於ける基準價値明示の主張が破れて解釋を學說に委任せんとする態度に決定した這般の事情はシユーマーレンバツハの指摘してゐるところである。[6]

ともあれ、かくして矛盾が擴大しつゝあるにも拘らず、解決が曖昧にされてゐると云ふ事態から必然的に一つの混亂が生ぜねばならぬことは看易い道理であらう。かくして我々はジモンに課せられた問題の門口へと辿りついたわけである。

三　貸借對照表史への餘論——減價償却の史的概觀

簿記上の減價償却なるものが何時、何處で初められたか、と云ふことは凡そ究め得べき事柄でもないし、また究明する必要もない。こゝではたゞ貸借對照表史の一側面として、減價償却に關する規定乃至は記述を覺書風に記錄しようとするにすぎない。

（一）固定設備なるものが云ふに足る程の意義をもたぬ時代にはその償却が問題になる筈はないが、一五〇〇年代の中頃までの文獻では設備は調達價格で財產目錄にのせられ、通常、利潤計算には何らの

6) E. Schmalenbach, a. a. O. S. 317. S. 308.

影響も與へてゐない。然し、フツガー（Fuggar）やハウク（Hauk）の帳簿では、設備は調達價格の一部分を以て評價してゐると云はれてゐる。しかもそれは消耗額を見積りこれを控除するといふのではなく、永年使用したが故に低く見積評價しておくと云ふ程度にすぎなかつたものゝやうである。[7] 然しリトルトンによると[8]イギリスに於ける最古の簿記書と云はれるジョン・メリスの著書（一五八八年）には「家具什器に對しては一〇ポンド一〇シリングを貸記すべきである。而して今日、この額だけが消費され磨滅せることを見出す。家具什器の損耗に對すこの一〇ポンド一〇シリングは損益勘定の借方に齎らさるべし」と云ふ摘要の下に仕譯例が示されてゐる。從つて償却と云ふことがすでに何らかの形で問題になつてゐたことは知られる。

一六〇〇年代に入つて、フランス商業條令に何らの評價規定もないことは、前節に述べた如くであるが、サヴアリーに於てもたゞ商品の評價が論ぜられてゐるのみである。彼が例示してゐる小賣商の財産目錄に於ては營業の財産としては商品、債權、現金等が借方に示され、これが貸方の資本及び債務と平均せしめられて居り、什器、不動産等は全く私個人の財産として別に評價追記されてゐる。從つて營業の財産としての使用資産は營業活動の附隨物としてしか考へられてゐなかつたとも見られるのである。[9]

（二）減價償却が明確に文献に現はれてゐる最初のものはドイツではマーゲルゼンの著書（一七七二年）であると云はれてゐる。この頃にはすでに固定資本が可成りの意味をもつてきてゐることは推測で

7) Max Lion, Geschichtliche Betrachtungen zur Bilanztheorie bis zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch. in Vierteljahresschrift für Steuer und Bilanzrecht, 2. Jg. 1928, S. 437—8.
8) A. C. Littleton, Accounting Evolution to 1900, 1933, p. 223.
9) A. ter Vehn, a. a. O. S. 251.

きる。然し彼の記述は動産たる什器にのみ關係してゐる。彼の言を逐一引用すると次の如くである。

「消耗との他の偶然の原因によつてその價値を減少せしめた損失が控除されない限りは未だ（動産勘定の）差額を以て眞の締切と考へてはならない。眞實の差額を見出す最良の方法はおそらく、動産を一個づゝ記錄し評價することであらう。然し、これは大變手數を要するし且つあるものは適當な評價をなすことが困難であるので……人は通常、前期の締切に際して眞實の殘高と考へられた價値から毎年、百分の若干を消耗による損失として控除することを以て滿足するのである。百分の幾何を消耗のために控除すべきかは動産の性質により經驗によつて決定される。一般に四から五パアセントを計算するのが常である」と。[10]

然し、リオンが述べてゐるやうに、既に當時、織布業や鑛山業に於て機械の使用をみてゐたのであつて「商人精神が消耗と更新の必然とを利潤計算及び貸借對照表作成に際して、見逃した筈はないのである。……從つて百分率による經濟對象の減價償却は實踐に於ては久しい以前から知られてゐたと見てよい」のである。[11] リオンの云ふごとく、むしろ文獻に現はれることの遲きを驚くべきであらう。

（三）減價償却が法規の上に現はれたのは一七九四年のプロイセン一般國法を以て最初とする。その六四五條に云ふ。

「貯藏によつて價値を減少させるごとき原料及び商品、並びに使用によつて消耗する什器については

10) A. ter Vehn による。
11) Max Lion, a. a. O. S. 437.

その外に相應の控除をなすべし。」

また民法の契約上の社團の個條では第二四三條に次の如く規定してゐる。

「利潤及び損失の計算に際しては、會社が營業のために使用せる工具、什器、有價證券の、使用によつて生ぜる絕へざる消耗と價値減少を考慮すべし。」

こゝでも動產が中心となつてゐることは注意されねばならぬ。次にやゝ進歩した規定とみられるのは一八三六年のヴュルテンベルクの商法草案である。この草案では二六四條に、「消耗する財產については年々適當な額の控除をなすを以て足る。」となし、また「見込の賣却價値が低くとも、當該財產が會社にとつてより高い使用價値を有する限り顧慮するに及ばず」と設備財產の評價規定を與へてゐる。なほこの草案の說明に於て、消耗する財產については毎年一〇パアセント見當を償却するのが例となつて居り、株式會社がこれより少ない償却率を定款に於て定めてゐるときは免許申請に際してその理由を述べねばならないと云ふ實際の慣行が明かにされた。但しこれは主として動產及び工場建物についてゞあつて他の不動產についてはかゝる考慮は存しなかつたものゝやうである。然し一般の建物についても人々は會計處理上、建築價格或は購入價格を眞實價値と置換へるやうにせねばならなかつた、とも述べてゐる。このヴュルテンベルクの商法草案が有耶無耶に葬られ、またニュールンベルク商法制定委員會に於て進歩的なプロイセンの草案が採用されず、極めて漠然とした評價規定をもつドイツ一般商法となつたこ

とは前節に述べた。この商法に於ては減價償却のことは一切觸れられてゐなかつたのであり、一八七〇年の株式會社法に於ても同樣であつた。精密な償却規定が現はれるには一八八四年の第二回の株式會社法を竢たねばならなかつたのである。一八八四年の株式會社法に於ける償却規定については八三頁に引用の條文を參照されたい。なほこの償却規定も一般の評價原則の單なる例外としか考へられてゐなかつたことは前節に觸れた通りである。かくして靜的觀の支配下に商品、有價證券、固定資產はいづれも債務辨濟能力に於て評價され、從つて賣却價値を以て貸借對照表に上ぼせられねばならぬことゝなつたのである。從つてまた減價償却なるものは商品、動產或は固定資產等々の貯藏、使用による賣却價値の減少を損失に計上することゝ解せらるゝに至つたのである。[註]

註、以上、二節及び三節の記述については、主としてテル・フェーンの論文を中心とし、ジモン、シュマーレンバッハ、リオン等の研究をも參考とした。我國に於ける研究としては木村和三郎、「時價主義の發展」(評價問題研究1)を參照した。

四　ジモンの價値說

(1)　一般價値說の矛盾

我々は第二及び第三節に於てドイツを中心とする貸借對照表評價規定の展開を述べ、ジモンが如何なる環境の中から現はれねばならなかつたかの諸前提を描いた。卽ち、評價主義の從來から支持されてゐた動的傾向が背後に押しやられ靜的見解が法規の上に姿を現はし、貸借對照表の目的と評價原理が極めて曖昧なものとされつゝあつたのである。しかも、産業資本の高度化は著々と進みつゝあつた。從つてもしもかうした經濟と法制との矛盾のなかに問題が提起されなかつたらむしろそれは不思議である。而してこの矛盾を最先に感じたのが巨大な固定資本を有する鐵道業であつたことは何分怪しむに足らない。いま這般の事情をシュマーレンバッハの說明を假りて明かとしよう。[12]

まづ「疑問は鐵道會社に於て起つた。鐵道會社は財産の計算には極めて興味が少く、却つて正しき收益計算に大きな關心を持つてゐた。彼等は自己の經營政策……その配當政策及び財政々策のために正確なる期間的數字を必要としたのである。二三の鐵道會社は正しい貸借對照表を作成しないで費用收益計算を貸借對照表として示した。鐵道會社が線路用地、建物、軌道設備……等を變動する時價で評價することを試みても餘り役に立つ姿を示しはしなかつたのである。殊に十九世紀の七十年代の初め鐵道會社が戰爭の結果を堪へるに甚だ困難を感じた時代に、一八七三年直前の物價騰貴時には數倍に上ぼつたやうな時價を以てする評價を企てたならば、眞實の損益計算としては不正以上のものと考へられるやうな貸借對照表を齎らしたかも知れなかつたであらう。當時堅實なる鐵道會社は何等躊躇するところなく專

12) E. Schmalenbach, a. a. O. S. 64—65.
土岐政藏譯本. p. 44—45.

ら動的な貸借對照表を用ひたのである。」

「そこでこゝに不調和が生じたのである。法律家は法律の規定に從つて靜的方針をとり、その貸借對照表價値は一般價格であつた。鐵道會社は動的方針をとつてゐたが彼等は安んじて彼等の評價原則を放棄することはなし得なかつた。法律家は鐵道會社の貸借對照表は誤りであると主張した。ケースネルは……『鐵道會社の貸借對照表は假構卽ち計算上の價値の上に立つてゐる』、財產貸借對照表はかゝる價値のために覆へされる、と云つてよいと信じた。とは云へこの貸借對照表政策に反する何事も成しうべきではなかつた。……却つて法律の文句を利用するのは不堅實な會社であつた。そしてこれらの貸借對照表政策はブロイセン議會の議事に於て欺僞であると云はれたのである。」

この長きに失したかも知れぬ引用によつて當時、如何なる狀態が支配してゐたかゞわかるのである。然しこのやうな現實と法律との不一致の狀態の下に於て、法律家は原則として債權者擁護の立場に立ち一般價格を以て賣却價格と解しながら、しかもこれと現實との調和を計らねばならなかつたのである。而してその具體的な表現は一八七三年以降數次に亘るドイツ帝國上級商事裁判所の判決に於て見ることができる。一八七三年十二月三日の判決は次のやうに云ふ[13]。

「商人の貸借對照表は特定時點に於ける財產狀態の概觀と確定をなし、かくて同時に、異れる時期に作成された貸借對照表の比較によつてその間の期間の營業の結果を惹き出すことを目的とする。財產が

13) E. Schmalenbach, a. a. O. S. 326.

それを以て構成されてゐるところの一切の個々の積極及び消極項目は貸借對照表作成時の現在の價値で貸借對照表に上ぼすべきである。……貸借對照表にとつて規準的となすべき現在價値としては、就中、一般的交易價値を、恣意的主觀的評價或は單なる見積に基づく評價との對立に於て、理解すべきである。從つて市場價格或は取引所價格ある財產部分は通常、これにより得られる價値により貸借對照表に揭げ、他の財產部分は他の方法によつて現在の客觀價値を確定すべきである。」……而して「貸借對照表には實際上、全積極及び消極の假裝的一時的賣却價値が基礎となるのであるが、その際、實際には清算が行はれるのではなくして營業の繼續が企圖されてゐるのであり、從つて個々の價値の確定に際してはかゝる清算が賣却價値の上に及ぼすであらう影響を無視すべきである。」[14]

かくの如く法律は賣却價値による評價を主張しつゝ、これと現實とを調和するために清算を排斥せる假裝賣却價値に逃げ込んだのである。

(2) 個別價値の理論

ジモンは前記の上級商事裁判所の判決について次の如く云ふのである。卽ち、上級商事裁判所の判決はドイツ一般商法三十一條の解釋から出てゐるのであるが、貸借對照表作成の日に於て企業の財產が全部賣却されるとなすことは同三十一條の解釋として不當であるばかりでなく、貸借對照表の本質からも

14) Hermann Veit Simon, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien. 3. Aul. 1899. S. 296.

結論しうることではない、と。また特定日に賣却されるものとすれば、そのときの價値はその所有者が現に使用してゐるときの價値よりは著しく低くなるのは看易い道理である。かゝる價値觀からする貸借對照表は眞實性を維持し難い。そこで判決は清算の價格に及ぼす影響を除外した假裝賣却價値を云々するのであるが、かゝる主張は論理の矛盾である。このやうにジモンは前記判決理由の不當を主張する。而して彼はなほ商法三十一條の制定の事情をニュールンベルク委員會の討議に溯つて吟味し、同委員會に於ては賣却價値は商品についてのみ考へられてゐたのであつて有價證券、建物、什器等についてこれを適用することは考へられてゐなかつたこと、然し詳細は慣習に委ねる意圖を以て三十一條には單に「價値」とのみ表現してゐるのであることを明かにしてゐる。[15]

ではジモンは貸借對照表價値を如何なる價値と考へるか。元來、法律家の見解では貸借對照表は「財産と負債とを示すところの締切」と考へられ、財産は債務辨濟力として解されてゐたのである。從つてこの見地に立つ限り、賣却價値をとらねばならなくなるのは當然なのである。そこで、この法律家の見解を否定する最も根本的な立場は貸借對照表が債務辨濟餘力の表示、卽ち財産計算を唯一の目的とするものではないことを論證することに存する筈である。然るにジモンは貸借對照表の性質が財産表示にあることを信じて疑はなかつた。從つて彼の解決方法は貸借對照表價値が一般法律家の見解の如き賣却價値でもなく、また一八七三年の判決に云ふごとき假裝的賣却價値でもないところの別の價値であること

15) Simon, a. a. O. S. 297—299

を論證すると云ふ方向に進まざるを得なかつたのである。

彼の論證はまづ法律家一般の信ずる如き「客觀的價値」なるもの〻存在しないことから初まる。その論據は一は實踐に於ける事實の證明であり、その二は貸借對照表の性質に基づく理論的證明である。

まづ實踐に於て如何なる事態が支配してゐるかと云ふ點についてジモンは云ふ。「持續的に經營に充用さるべき財産對象――しかしてこれは財産の主要部分を構成する――が『客觀的價値』で貸借對照表に記載されてゐるやうな株式會社の對照表を人は全世界探し廻つても見付けることはできまい」と、[16] また帝國上級商事裁判所のマグデブルク＝ハルベルシュタツト鐵道會社事件の判決に於て、同判決が評價原則は依然として賣却價値だが、他にこれを見積る方法なき故に固定資産については製造原價より消耗額を差引いたものを以て評價してもよいと云つてゐるとて、ジモンは假裝賣却價値の事實上の不可能がこゝにも示されてゐるとなす。更に一八八四年の第二回の株式會社の改正の結果についてみるも、同法（新商法の一八五條乃至二六一條と等し）では時價を基礎とする低價主義がとられ且つ、固定資産は原價マイナス減價を以て評價しうることゝなつて居り、財産の重要な部分が客觀的價値即ち賣却價値を以て評價せられないことゝなつてゐる。而してこれは賣却價値主義の例外規定と考ふべきでなく、むしろ賣却價値こそが例外でなければならぬのである。かくしてジモンは「客觀的價値」なるものは實踐から遊離した理論にすぎぬと主張する。[17]

16) Simon, S. 300
17) Simon, S. 302.

次に貸借對照表の性質からまた客觀的價値が否定せられる。然し客觀價値を拒否した場合、今度は如何なる價値を以てこれに代ふべきであるか。實際に於て、「價値評價に對する統一的原則は必要なのである。蓋しさもなければ貸借對照表は個々の項目に分解し、これらに對して比較の尺度が存せぬことになるからである」[18]。そこでジモンはこの評價原理たるべき價値の統一的原則を貸借對照表の性質から惹き出してくるのである。だが、その前に彼はその先縱たるシエフラーに從つて企業の財産を賣却對象と使用對象とに分ち、それ〴〵異つた評價原則を適用せんと欲するのである。さて評價の原則について彼は次の如く云ふ。

「貸借對照表は特定人格の財産の表示たるべきものである。この特定人格から分離されるときは個々の財産對象は別の性格をもつのである。且つ多くの財産は移轉し難いものであり、更に多くの財産は第二の所有者の下ではその價値を變化する。一人にとつて使用對象として考慮に上ぼつたものも他の人にとつては賣却對象としての意義をしかもたぬのである。一人がその財界に於ける關係或は地位から高價で賣却しうるものも他のものは安價にしか賣却し得ない。同じ財も異つた人には異つた使用價値をもちうる」と[19]。然るにその財産狀態を見ようと欲する商人や會社にとつてはその財産が他人の手の下で如何なる價値を有するかは意に介するを要しない事柄である。また彼がその財産の用途を變更した場合は、評價の基礎が變るが評價基準は依然として當該特定人格である。かくしてジモンは貸借對照表の主觀的

18) Simon, S. 303.
19) Simon, S. 304

性質の原理を確立するのである。

從つてジモンに從へば「貸借對照表にとつて規準たるべき價値は個別價値であるとなしうる。そしてそれは特殊使用價値或は特殊取引價値である。使用價値と取引價値との何れが規準的となるかは事實問題であつて財産對象の用途に依存する。」[20] 即ち、ジモンの見解では經營に於て持續的に使用されることを目的とする所謂「使用對象」に對しては特殊使用價値を以てし、商品等の如き賣却を目的とする所謂「販賣對象」に對しては特殊取引價値を以て評價すべきであるとなすのである。なほジモンは一般的使用價値及び一般的取引價値なるものを右の特殊的價値たる個別價値に對立させてゐるが、一般的價値は評價者が多數人にとつての價値を考慮せる場合であるに反し、後者は一特定人にとつての價値を考慮して評價せる場合の價値である。從つて兩者が必らず一致するとは云ひ得ないのである。

以上のべた如く、ジモンは一方では特定人に對する特定の財産の具體的用途、他方ではその用途に於ける特定人の主觀的評價と云ふ二面から主觀的貸借對照表價値觀を展開してゐるのである。そこでこゝに問題となるのは、かゝる主的觀價値は恣意的なものとなりはしないかと云ふ點である。この點についてジモンは「個人的價値は決して恣意的な價値ではない。反對にそれは愼重な吟味を要求するのである。蓋し貸借對照表主體にとつて如何なる觀點が決定的であるかを個々の各場合毎に考察し、これに基づいて初めて貸借對照表對象にとつて見積らるべき價値が計算されるのだからである。……その個別的

20) Simon, S. 304

特性の下に適用されるのである」[21]と云つてゐる。勿論、ジモンはその理論上の建前から云つて恣意性を否定せねばならない。然し上に引用したやうな説明で果して彼の主觀價値説が恣意を脫却しうる所以が説得的に述べられてゐるであらうか。これは疑問とせねばならぬ。然しジモン自身が恣意性の存在を否定するのであるから、その否定の論證が効果的に行はれてゐるか否かは別として、一應その主張を肯定し寧ろ彼が具體的に個々の貸借對照表項目を評價する場合、その評價方法がどれ丈け恣意から解放されてゐるかを吟味する方が有効であるであらう。では特殊價値とは具體的にはジモンに於ては如何なる價値を意味するのであるか。

(3) 價値説の破綻

一般價値と區別された特殊價値には特殊的取引價値及び特殊的使用價値が存在すること、及び前者は販賣財産、後者は使用財産の評價に適用せられることは屢次述べた。

いま販賣財産に對する特殊的取引價値が如何にして決定されるかと云ふに、説明するまでもなくこの場合には商品或は有價證券等々の市場價格乃至は取引所相場が問題になる。然し、ジモンによると市場價格乃至は取引所相場は「一般的取引價値」判斷の基準なのであつて、これは必らずしも特殊取引價値ではないのである。[22]このやうに一般的取引價値と特殊取引價値とを一應、區別するのであるが、市場に賣却

21) Simon, S. 305—6.
22) Simon, S. 354.

さるべき商品等の賣却對象の大部分の場合には結局、特殊取引價値は市場價格に外ならぬものゝやうである。ゾルプはジモンの「特殊取引價値の說明には何らの困難は存しない」と云つてゐるが、この邊のジモンの議論は甚だ透徹を缺いでゐると云ふの外はない。然し小論では減價償却を中心問題としてゐるので、販賣財産について詳細に立ち入ることを避けておく。たゞジモンが販賣財産に於ける特殊取引價値を一般取引價値と區別して說明してゐる具體的例を擧げておくと次の如くである。例へば有價證券の賣却に於ては賣却者の事情によつて、要すべき手數料の額が異る。從つてこの手數料だけ一般價値との差が生ずる。また商品の場合には註文によるとき及び賣買價格を契約すみのとき、また滯貨、不自然な價格吊上げ等の事情のために現市價で評價することの不適當な場合等々には特殊取引價値を以て評價すると云ふ原則が明瞭に示されると稱してゐる。然し通常の場合には特殊取引價値と一般取引價値とが如何に區別されるのであるかは說明されてゐない。

然しとも角、以上の如く販賣財産については市場價格乃至は客觀的特殊事情を參酌した價値を以て特殊取引價値となすことが說明されてゐる。從つて賣却對象の評價については一應、恣意が排除されうるが如くである。次に使用財産については彼は特殊使用價値を主張するのであるが、この特殊使用價値は明かに企業にとつての固定資産の有用性の程度を表示するものでなければならぬであらう。然るに彼はこれについて何等價値原理からの說明をなすことなしに、直ちに實踐に於ける取扱ひの說明に逃避して

了つてゐるのである。卽ち、實踐に於ては使用財産の調達價格より年々の消耗額を差引いたものを以て評價してゐることをそのまゝ受繼ぎ、「もし商人にして毎年その損害を確定せんと欲せば、彼は消耗を控除した原價で經營對象を貸借對照表上に評價すべきである。」これ以外の方法は「實際に存しない損益を前提することになる」と云つてゐる。[23] これは明かに使用財産の評價に際して彼の主觀的價値原理以外のもの、卽ち、損益計算の觀點を持ち込むものである。こゝでは彼の主觀的價値原理が何等の積極的な役割を果してゐないのである。

勿論、從來の法律學者が懷いてゐたところの誤れる見解、卽ち、減價償却は使用財産の賣却價値の減少を表現せるものであると云ふ思想を排斥して、これを經營價値の減少と云ふ點に引き直ほしたのはジモンの主觀的貸借對照表價値說の功績であつて、またその限りで歷史的役割をも果してゐるのである。然しこの經營價値なるものを彼が特殊的使用價値と解した點に再び新たな問題が提起されねばならなくなつた。卽ち、賣却價値と云ふ企業主體を無視し、債權者と云ふ第三者の立場のみに偏向した立場を一應、否定しはし得たが、今度は餘りに企業經營者の主觀に依據することによつて貸借對照表評價の社會經濟的側面を把み得なくなつて了つたのである。蓋し特殊的使用價値なるものはこれを文字通りに解すれば、全く恣意的評價と撰ぶところなきが故である。

ジモンが特殊使用價値なるものを結局、原價マイナス減價として解釋せざるを得なかつたのは、かく

23) Simon, 1. Aufl. S. 210. (Walb, a. a. O. S. 31の引用による)

せざれば恣意的評價を排することが出來ないことを知つてゐたからであり、且つ、かくせざれば正しい損益計算を行ふことが不可能である所以を承認せざるを得なかつたからであらう。然るに使用財產價値は「原價マイナス減價」と等しい筈はないのである。固定資本に於ける價値と使用價値の分裂がジモンの理論の分裂を來さしめてゐる。かく考へるならば、ジモンの高く揭げた貸借對照表主觀價値說は全く無用に歸したと云はざるを得ないのである。

さて我々はこゝで、ジモンの輝やかしい功績の裏にかうした大きな蹉跌が用意されねばならなかつた理由を考へてみる必要がある。けだし、こゝに後の發展——フイツシヤーの動的觀への展開の契機が潛んでゐるからである。而してその蹉跌の原因は全く貸借對照表を財產計算と見た靜的觀に存するのである。

いま貸借對照表を財產の表示と見るならば、貸借對照表に上ぼすべき使用財產はこれを第三者にとつての價値たる賣却價値を以て評價するか或は經營者自身にとつての價値たる使用價値を以て評價するかの外ないであらう。しかもこの使用價値を主觀的なる欲望充足的價値評價以外のもの、卽ち社會的に通用する客觀的な評價として妥當せしめんとすれば、勢ひ（一）收益還元價格もしくは（二）再調達時價或は（三）原調達價格の何れにか依據せざるを得なくなるであらう。然るに（一）の收益價格は企業一體としては問題となるも個々の財產の評價としては問題とはならず、（二）の再調達時價によるときは

未實現利益と實現利益とを區別することが困難となる。從つて結局、(三)の原調達價格に赴かざるを得なくなるのである。然るに原價を以て使用財産の使用價値を代表せしめるとすれば、——このこと自體がすでに不合理なことではあるが假りにそれを無視しても——使用財産の使用價値は原則としてその耐用年限中は多く變更を見ないから廢棄の年度に至るまで同一價格を維持しつゞけるものと看做さねばならず、かくして廢棄の年度に一擧に巨額の損失が計上されねばならなくなるのである。實踐がかゝる事情を不合理と考へるのは當然のことであつて、減價償却なる方策が早くより商習慣となつてゐることはすでに前段に於ても明かにしたところである。かくして財産計算それ自體なるものは固定資産の出現によつて支持され難くなるのであつて、その具體的表現が減價償却なる會計操作の上に示されたに外ならない。貸借對照表觀に於て靜的立場をとるジモンが使用財産の評價に於て實踐の前に途を讓らねばならなかつたのはまことに當然のことである。

五　ジモンの減價償却論

減價償却論は云はゞ會計理論の試金石である。この問題に於てその貸借對照表價値說を貫徹し得ず、實踐を記述するに過ぎなかつたジモンは實際のところ、減價償却の理論をもつてゐるとは云へない。然しとも角、一八〇〇年代の後半に於ける減價償却論の一典型たるを失はぬのみならず、若干の注目すべ

き記述がないではない。以下、その償却論の大要を紹介しておかう。[24]

まづ使用財產即ち經營對象に減價の生ずる理由としては、第一版では專ら消耗（Abnutzung）が考へられてゐたが、第三版に於ては消耗は經營對象の減價の一形態であつて、その外に時の經過や技術の進歩の故に經營對象の價値が減少せしめられる場合があるとなし、消耗と並んで、價値減少（Wertminderung）を減價償却の理由となしてゐる。

經營對象の消耗には、對象の直接的消費即ち量的減少に基づく場合と、利用の結果、徐々に生ずる質的惡化乃至は使用可能減少の場合とがある。そして前者は所謂、實體減少（Substanzverringerung）であつて鑛山、石材、土砂採取等々及び家畜（その死體に利用性なき場合）がその例であり、これらは何れも實體が消費しつくされたときにはその價値が零となる場合であると云ふ。後者の場合は所謂、使用可能減少（Brauchbarkeitsverminderung）である。この場合に廢殘價格と原價との差額が年々消費されるものである。元來減價償却に於ける實體減少なる概念は償却の客體と償却の尺度とを混同したものであるが、今日なほ獨英米の文獻に於てなほ用ひられてゐるこの誤れる概念がすでに早くジモンに於ても見られると云ふことは理論の進歩が如何に遲々たるものであるかを痛感せしめる。殊にジモンに於ては家畜がこの例に數へられてゐるのは異とするに足る。

次に、償却の基礎價値は獲得價格即ち原價であるとし、これを耐用年限で除した商が年々の償却額で

24) Simon, S. 380 以下.

あるとなすこと通説に異らない。而してこの機會に彼は減價償却の目的なるものに言及してゐる。即ち云ふ。「減價償却の目的はこの方法（原價を耐用年限で除す）によつてのみ達せられるのであつて、その目的は消耗の下におかれた對象をその全的な消盡に際しては零まで、使用可能の損耗に際しては廢殘價値にまで帳簿價値を下げるにある」と。[25] また原價を以てせず時價を以て基礎價値とするときは時價が原價より低い場合には償却殘が帳簿上に殘ることになり償却の目的は達せられぬと云つてゐる。「財の價値が減價償却によつて濟し崩されるのではない。貸借對照表上の價値額（Bilanzansatz）がそうされるのである」と。ジモンが減價償却の目的として述べてゐる以上の文句は極めて注目に價ひする。それは凡そジモンらしからぬ言葉であつて、後のフイツシヤーの見解を思はしめるものがある。それは減價償却を以て固定資産の流動化乃至は投下資本の回收であるとなす最近の見解に近いと云ふよりは寧ろ、資産勘定殘高を以て單に簿記取引から出て來た數記號にすぎぬと考へる見解に近い。

毎年の償却額決定の方法については單に定額法が前提されてゐるに止まる。即ち單純に耐用年限分の原價を以て表現されてゐる。後年の複雜な計算法は未だ問題になつてゐないのである。たゞ彼は定額（直線）法以外に二つの方法に觸れてゐる。一つは複利法であり他は利潤額償却法である。複利償却については一八九六年十一月二十七日の上級行政裁判所の判決に關聯して述べられてゐる。即ちこの判決に於て、減價償却の目的は當該期間中に於ける經營對象の消耗額を算定するにあり、從つて償却の全額

25) Simon, S. 384.

を以てこの消耗の全額を蔽はねばならず、既償却積立から幾何の利子が積まれるかは問題外であると云つてゐる點に贊意を表してゐる。この判決の主旨は減價償却の損費的性質を明瞭に云ひ現はしてゐるが勿論、ジモンはそうした問題には氣付いてはゐない。

ジモンは實際界に於て行はれてゐる償却額の決定が會社によつて著しく異ることを十六個の醸造會社について慥かめ、これは個々の會社の經營の特性に由來するものではなく、全く個々の會社の財政狀態に基づくものであることを述べてゐる。即ち、利潤額償却が廣く行はれてゐる所以を指摘するのである。なほ二十三炭鑛會社の償却を十年間分につき調査し景氣狀態によつて償却額が大巾に增減することを指摘してゐる。

次に興味あるは經營對象の種類によつて償却法に差別をつける試みである。これは第一版に於てのみ見え第三版にはすでに撤回されてゐる。ヴルプの説明するところによると、ジモンは償却される對象を三群に分つてゐる。即ち、徐々に衰へてゆくもの（家畜）、徐々にその目的から遠去かつてゆくもの（機械）、從來からの意義は失はないのだが次第に不良となり修繕を要するに至るもの（建物）これである。最初の二つについては原價を均等に償却する方法が用ひられる。これは別段のことはない。然るに第三のものは修繕によつて元の目的に使用じうるやうになる。從つて償却額としては修繕費の分擔が要求されるだけである、と云ふ。即ち、「第三の階級では對象が修繕によつて出來る限りその原狀に維持される

ことゝなつて居り、この効果を齎らすには如何なる額を會社が費さねばならぬか、といふことのみが問題となる。……だから第三の階級では原價の可除分としては計算されない」[26]と、丁度、シュマーレンバツハの被拘束在高と同じやうな取扱ひを建物勘定について行はふと云ふのである。然し、使用財産は土地の如きを除いて云へば、修繕を以て永久に壽命を保ちうべきものではないであらう。從つて、ジモンも第三版ではこの見解を捨てねばならなくなつたのである。然し飜つて思ふに近代鐵筋コンクリート建築の如きに於ては再びジモンの第三階級が云々されねばならぬのではないかと云ふ問題も起りうる。但しこれは純技術的意味に於てのみであつて、今日の通説たる所謂「陳腐化」の理論を以てすればこのことは全く當らないことになる。最後にジモンの特別償却の説について述べよう。

さて、株式會社法の一八五條及び新商法二六一條によれば、經營對象は「消耗に相應する額が控除され或はそれに對應する減價償却準備金が計上される限り、低價格を顧慮することなしに調達價格或は製造價格を以て評價することを得る」とある。ジモンはこの條文について次の如く云ふ。「この規定は會社がある事情の下ではこの權利（使用財産の價値の低きか否かに關せず、原價マイナス減價を以て評價する權利）を行使しないことを妨げるものではない。而して會社は經營對象が久しく非收益的であるか或は收益性に乏しく、從つて帳簿價値が收益性と著しく且つ永續的に不調和であるときにはこの權利を行使しない義務ありと見られねばならないであらう。何故ならこの規定の內的根據は經營對象が會社に

26) Simon, 1. Auff. S. 199.（Walb. S. 35 の引用による）

とつてはその收益を以てのみ問題となるとする點にあるのであり、もしそれが久しく全然、もしくは僅かしか收益を齎らさないとせばかの許可の內的根據は失せるからである。かゝる場合には經營對象の價値のみならず……資本も切下げられねばならないであらう」と。[27] 卽ち、特別償却をジモン獨特の根據から正當化してゐるのである。

ジモンのこの見解はかう云ふことになる。卽ち、經營對象が賣却價値の低い場合にもそれに據らずに原價マイナス減價によつて評價されうるものは經營對象が企業にとつて特別の使用價値をもつからである。而してこの使用價値とは企業に收益を齎らすことである。故に收益を齎らさなければ、その原價を切下げねばならぬ、と云ふのである。從つてジモンはこゝでは特別使用價値を收益價値と同一視してゐることになる。いまこの說明の當否は別とするも、特別償却について何ら見るべき理論付けを持たない今日、ジモンの右の見解はなほ參照に價するであらう。

これを要するに、ジモンに於ては減價償却の本質に關してもまたその方法に關しても未だ何ら見るべき積極的な理論は展開されてゐない。だゞ實際の慣行を系統的に記述したに止まるやうである。しかも我々は上述に於て、ジモンの貸借對照表主觀價値說がその片鱗をすら見せてゐないことを知つたのであり、こゝに於てか本節冒頭にも述べたやうに、減價償却論はその試金石たる役割をジモンの場合に於ても果してゐると云へるのである。

27) Simon, S. 366.

六　一應の要約

述べ來つたやうにジモンはその貸借對照表本質觀に於ては當時の法曹界の見解をそのまゝ踏襲して、所謂、靜的立場に立つてゐた。と同時に他方では商習慣となつてゐる固定資産減價償却方法をそのまゝ受繼いで、いはゞ動的立場に立脚した。二つの陣營は互ひに相容れないものなるにも拘らず、ジモンに於て兩者が和解せしめられたかの如くに見えた。而して彼がその著によつて一躍名聲をあげ、貸借對照表論史に大きな足跡を印するに至つたのは慥かに彼の理論がその時代の要求に深くタツチしたが故であるであらう。彼は法律と商習慣との橋渡しをつけたのである。そしてその理論は個別價値說であつた。殊に固定資産に對する特殊使用價値（經營價値）の主張であつた。ところでこの經營價値の理論はそれが一個の原理として主張されてゐる間は極めて首肯に價するものであつた。然し具體的にこれが如何なる數値をもつものであるかと云ふ問題に至つて困難に逢着したのである。經營價値は一方に於てそれが個別性を強調する點に於て正しかつた。然し他方に於てこれを個別的使用價値と結び付けるに至つて恣意から解放される保證を失つたのである。貸借對照表及び各項目の評價はまことに個別的でなければならない。然し同時にそれは客觀性をもたねばならないのである。而して個別的な企業の諸計算を客觀化するものは實にその計算が個別資本の循環運動を反映すると云ふ事實を措いては存しないのである。こ

れなくしては企業の計算は恣意に陷る。而してこれを資本の循環の過程としてみるとき、企業の個々の財産の價値はまづ原價として現はれ、その財産のある部分が貨幣への再轉化への最後の段階に立つときに初めて賣却價値をとることも出來るのである。貸借對照表價値は個別的であり、また使用價値でもなければなるまい。然しこれが客觀的具體的表現は資本循環の相に於てのみ見出しうるのである。ジモンは貸借對照表から出發して經營價値にゆき最後に自家撞着的にも原價（固定資産の場合）に到着した。が事實は反對に資本循環から原價を經て貸借對照表に至るのである。賣却對象のみが問題である間はこの順逆は一應は蔭蔽されてゐる。然し固定資産とその減價償却の問題につき當るに至つて事柄は赤裸々となる。この後の途を歩まうとするフイツシヤーの所説を吟味することは第七節以下の課題である。

（未完）